

平成20年（行ツ）第80号

平成20年（行ヒ）第84号

決 定

東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

上告人兼申立人	杉	並	区
同代表者区長	山	田	宏
同訴訟代理人弁護士	吉	川	基道
	藤	田	康幸
	市	川	和明

被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	鳩山邦夫
同指定代理人	中村美穂

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被上告人兼相手方	東京都
同代表者知事	石原慎太郎

上記当事者間の東京高等裁判所平成18年（行コ）第119号住基ネット受信義務確認等請求事件について、同裁判所が平成19年11月29日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

## 理 由

### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成20年7月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田 原 睦 夫

裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 堀 籠 幸 男

裁判官 那 須 弘 平

裁判官 近 藤 崇 晴